

文化審議会第2期博物館部会（第5回）

令和3年1月13日

【島谷部会長】 それでは、文化審議会第2期第5回の博物館部会を開催いたします。

1都3県で警戒宣言が出て、さらにはほかのところも今日出るやに聞いておりますが、大変な時期になっておりますけれども、文化審議会で博物館部会という形で進めることができるのはとても必要なことだと思っております。限られた時間ではございますが、皆さんの様々な御意見を頂戴したいと思っております。

本日の議事は、お手元にも届いていると思いますが、「博物館の現代的課題に対応した法制度のあり方について」となります。

初めに、文化庁から、博物館登録制度を中心に、本日御議論いただきたい内容について説明いただいた後、「令和元年度博物館総合調査」について半田委員から、「東京都の博物館登録事務」について東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理の原様から、それぞれ話題提供をいただき、それらを参考に皆様方から御意見をいただければと考えております。

なお、会議資料は事務局から皆様に事前にお送りしております。資料が見られるか御確認いただき、何かありましたら事務局にお知らせください。

では、まず文化庁から報告をお願いいたします。

【稲畑補佐】 改めまして、文化庁事務局の稲畑でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、皆様よろしいでしょうか。お手元でございますでしょうか。資料1について、文化庁から御説明させていただきます。

今日、座長から御説明いただいたとおり、法制度の在り方について議論する第1回目、キックオフの回とさせていただきたいと思っておりますけれども、特に学芸員制度については、これまで三度にわたって議論をしてみましたので、本日は、博物館登録制度を中心に御議論いただきたいと考えてございます。議論の前提として、現状の整理と課題、あるいは論点について事務局から御説明いたします。

まず資料1、1ページを御覧いただけますでしょうか。博物館登録制度は、もう皆様御案内のことと思っておりますけれども、改めておさらいさせていただきますと、博物館法に基づいて、都道府県あるいは指定都市の教育委員会に登録原簿を置く博物館を定める制度でございます。大きくは、登録博物館で、法29条に基づきまして、登録博物館に相当する施設として、

博物館相当施設という類型がさらに外枠としてございます。さらに「博物館類似施設」と書いておりますけれども、この右の類似施設は法律に基づくものではございませんで、文部科学省が行っている社会教育調査で調査している類型ということになります。

したがって、主に博物館法で詳細に枠組みを定めているのは、この左の登録博物館と博物館相当施設の2つということになります。定義としては、博物館相当施設は、非常に広くて様々な博物館が御登録いただけるようになっているんですけれども、登録博物館については、この表にございますとおり、登録の要件について定めがございます。

上から3行目、「登録要件（設置主体）」と書いてある行がございますけれども、登録博物館は、基本的には教育委員会が設置したもので、あるいは一般社団・財団法人、宗教法人などが設置した博物館が対象となっております。そのほかに、館長・学芸員が設置されていること。年間150日以上の開館が行われていること。このほかにも、床面積でありますとか、様々な外形的基準によって登録の是非を決めるようになっているというのが制度特徴でございます。その登録を行っていただいているのが都道府県教育委員会、指定都市教育委員会ということでございます。

一番下のメリットのところですが、幾つか箇条書で挙げさせていただいておりますけれども、ほかの法律とひもづいて、様々なメリットがございます。相当施設にも同様のものがございまして、登録博物館が非常に充実したメリットが挙げられているということでございます。

次のページをめくっていただきますと、この現行制度の課題として、次のようなものを挙げさせていただきました。そもそも現行制度は、戦後間もなくつくられた法律でございまして、公立博物館への補助と公益法人への税制上の優遇を行う枠組みとしての法律であったというふうに言われておまして、博物館を戦後日本において増加させるための枠組みであったということもございますけれども、博物館数が5,000を超えて、さらにその公立への補助という観点では、補助金が三位一体改革の末に一般財源化されている現状においては、非常に状況が変わってきているというふうに考えられます。

課題として3つ挙げております。まずA、対象ですけれども、先ほど御説明したとおり、登録制度の対象は、設置者が地方公共団体、一般社団法人・財団法人等の博物館に限定されているために、国立あるいは独法、大学立、地方独法立、株式会社立等の設置者の場合は対象外ということになります。相当施設には、このような要件はございませんので、指定することは可能なんですけれども、登録施設としては対象外となっていると。

2点目。審査基準・内容についてですけれども、これも説明したとおり、外形的な基準によって審査が行われておりますので、実質的な活動内容が審査されておらずに、この制度自体が博物館の質であるとか公益性を担保するものとはなっていないということで、博物館の質の向上に貢献できていないのではないかという問題意識がございます。

3つ目。メリットですけれども、これは冒頭で申し上げたとおり、現状、歴史的経緯がございますして、現状では登録・相当指定のメリットは、制度ができた段階から比べると大きくはないということでございまして、全体で5,000以上ある博物館の2割程度の館しか登録・指定されていないというのが現状です。

このようなことから、博物館の法律と実態の乖離を解消して、全ての博物館が法制度を通じて質の維持・向上を図ることができるような仕組みにすべきではないかというふうに考えてございます。

次のページ、3ページを御覧いただきますと、このような議論があったのは今回が初めてではなくて、皆さん御承知のとおり、これまでかなり長い期間、議論がなされてきております。

特に重要なのは、この3ページに書いております2007年6月に、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」というものを、文部科学省に所管があった時代ですけれども、開催いたしまして、「新しい時代の博物館制度の在り方について」という提言をいただいております。ここで、先ほど御説明したような課題を克服するために、望ましい博物館像を共有して、実質的な活動内容を審査して、設置者要件を撤廃するというような御提言をいただいております。

翌年、「社会教育法等の改正」とありますけれども、教育基本法が改正されたことに伴って博物館法も改正されたのですけれども、この2007年の提言を十分改正に反映できなかったという経緯がございます。基本的には、教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等にとどまりまして、上に書いてありますような、登録基準でありますとか設置者要件でありますとか、こういうような改正には踏み込めなかったという経緯がございます。

そのような経緯を踏まえて、2017年に日本学術会議から提言をいただいております。これについては、また後で御説明しますけれども、2020年、昨年8月にも、さらに提言を日本学術会議様からいただいております、このような提言を基に議論をしていきたいと考えてございます。

その間に、我々行政の側にもいろいろな動きがございまして、文化庁として「文化経済戦

略」を策定したのが2017年、文部科学省設置法の改正によって、博物館に関する事務が文部科学省から文化庁に移管されたのが2018年でございます。さらに2020年には、文化観光推進法が公布されまして、博物館を中心とした文化観光の推進を図る体制が整理されつつあるという状況でございます。

次をめぐっていただきますと、4ページは、先ほど御説明しました2007年の提言について少し詳しく載せさせていただいております。右下の赤い四角で囲ったところが、当時の登録制度に主に関係する部分でございます、「登録制度の見直し」と上の四角に書いておりますけれども、先ほど申し上げたような基準を、形式的なものから実質的なものに転換すると。博物館の設置者要件、登録申請資格を全ての博物館に開いていくという方向性を、このときにはもう既にいただいております。

次、5ページです。2017年の日本学術会議からいただいた提言には、博物館法の改正による登録博物館と博物館相当施設の新たな登録制度への一本化ということで、現行の相当施設と登録制度を一本化して新たな制度をつくるべきだという御提言をいただいております。もう1つの柱として、博物館の水準を向上させる新登録制度の設計と研究機能の充実という提言もいただいております。

この提言を踏まえて、さらにそれが具体化されたのが2020年の御提言でございます、大きく5つ柱がございますけれども、主に上の2つが登録制度に関することでございます。6ページです。

1つ目は、登録制度から認証制度への転換ということで、現状との乖離が激しい登録博物館制度から、イギリスの制度を下敷きに御検討いただきまして、日本の博物館全体の機能強化とレベルアップのための新しい認証制度への転換を提言いただいております。認証制度への転換の中身は、先ほど御説明した2007年の形式的な基準から実質的な基準へという内容と軌を一にしております、方向性は共有しているのかなと思います。

もう1つ、新しい認証制度においては、認証博物館を一級、二級に区分するような新たな制度を構築すべきだと。さらに検証、評価を担う第三者機関の設置を行うべきだというような御提言をいただいております。これが日本学術会議からの御提案でございます。

これらの御提案を踏まえて、これらを基礎にしながら、新たな制度をこの博物館部会で議論させていただきたいと考えておりまして、7ページが主な論点でございます。それぞれ今まで課題として御説明させていただいたようなことと表裏の関係になっておりますけれども、1つは対象範囲、設置者要件です。2つ目は、審査基準、外形的な基準であると、先ほ

ど説明した話です。

3つ目は、「審査主体・プロセス」と書いてございますけれども、ここはマル2との関係で、基準が実質的な基準に転換させるのであれば、審査に専門性が必要となりますので、専門家による審査を行う必要があるのではないかと。そのときに、学術会議から提言いただきましたように、第三者機関を設置して、この事務を行っていいのか、あるいは、現在登録審査を担っていただいている都道府県教育委員会に引き続きお願いすべきなのか。この辺りが1つの論点になろうかと考えてございます。

マル、制度の階層化は、日本学術会議から御提言いただいた第一級、第二級というような階層化を行うべきか否かというところです。

5つ目が、現在の登録制度には、一度登録したらずっと登録博物館であるという制度になっていますけれども、登録後の質保証の必要性というのが指摘されてございます。例えば定期的なモニタリングを行ったり、あるいは更新制のようなものを導入したりというふうな方向があるかと存じます。

6つ目です。制度の名称は、内容、議論と表裏ですけれども、日本学術会議さんから御提言いただいたとおり、登録ではなくて、ある程度質の担保を含み得るような、「認証」であるとか「認定」であるとかいう名前に変更すべきであるという意見もございます。

さらに、これらの制度の変更に伴って、マル7ですけれども、制度と連動した振興策の導入が極めて重要であるということだと存じます。この制度に入っていただくニンジンがないと誰も入ってくれないのではないかと考えてございます。これまで議論してきた学芸員制度との関係ですね。今でも登録博物館の資格としては、学芸員を設置していることということになっておりますけれども、これをどのように考えるかということも論点かと存じます。

次に8ページです。これらの内容は、具体的かつ実務的に詰めるべき内容が非常に多い話かと思しますので、この部会の下にワーキンググループを設置させていただいて、このようなことについて、実務レベルで集中的に議論させていただきたいというふうに考えてございます。

具体的には、今日の部会で御了承いただけましたら、すぐにワーキンググループ設置の手続に入りまして、1月、2月、3月、4月、5月、6月ぐらいまでには集中的に審議をして、方向性を定めていきたいというふうに考えてございます。

これらを踏まえて、最後に、本日御議論いただきたい事項ですけれども、大きく2点ある

と思っております。まず1つは、2007年の協力者会議の報告書あるいは日本学会議から御提言いただいたような内容が基礎になると思いますけれども、そこからの状況変化ですね。当然、新型コロナウイルスの対策という観点もございませうし、文化観光推進法が成立したことに伴う観光の観点、あるいはICOMで議論されております博物館の定義の変更の観点。そのような現代的な課題との関わりをどのように考えるか。あるいは文化庁に所管が変わっていることとも関連して、文化施設としての博物館をどのように法律に位置づけていくかのようなことを、どのような状況の変化を踏まえる必要があるのか。登録制度はこの状況の変化を踏まえてどのようにあるべきかという方向性の議論をまずいただきたいと思っております。

2点目です。先ほどざっと御説明しました論点について、これで十分であるか、加えるべき点はあるか、過不足ないかという点を御議論いただきたいんですけれども、特に、現在、登録事務を担われている地方公共団体の今後果たすべき役割と制度の関わりについて御意見をいただきたいと思っております。この後、東京都の原様から、現在都道府県が担われている役割について、もう少し詳しく御説明いただきますけれども、それを踏まえて、日本学会議さんから提案されているような第三者危険機関を設置するのがいいのか、是か非か、あるいは、どのような全体の体制で、国、地方、第三者機関、専門家機関の役割分担をすべきかというあたりについても御議論いただきたいと考えております。

説明は以上です。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。比較的丁寧に説明していただきましたので、この分野に精通してない方にも、今までの流れがよく分かったのではないかと思います。

今の説明ものについての質問があろうかと思いますが、お二方の発表を踏まえた上で、一緒に討議をしていきたいと思っておりますので、続きましては半田委員から話題提供として、令和元年度博物館総合調査について御説明をお願いします。恐縮ですが、時間の都合上、最大で15分程度でお願いいたします。よろしくお願いたします。

**【半田委員】** 半田でございます。よろしくお願いたします。お手元に配付させていただきました資料2に基づいて、令和元年度に実施いたしました博物館総合調査の結果から幾つかのトピックを御紹介したいと思います。

この報告書については、今回、リアルな会議で開催したとすれば、皆さんに冊子でお配りするという段取りで進めていたんですけれども、それはまたお送りするとして、今日は、今頂戴した議題に関連するところも含めて、かいつまんで説明をしたいと思っております。

この博物館総合調査というのは、昭和49年から始めて、今回10回目になります。今のよう質問形式を踏襲しながら経年変化を見ようという調査を始めたのが1997年ですので、今回で5回目ということですが、先ほど御紹介のあった協力者会議における今後の博物館の在り方検討にもこのデータが基礎データとして使われてきましたが、この調査は悉皆調査ではなくてアンケート調査です。約4,200館の内2,300館ぐらいの館が回答してくださっていて、回答率が5割を超えており、実態把握としての社会調査としては、精度の高いものだと思います。なお今回調査のもう1つの特色は、コロナの影響を受けない直前の全国の博物館の運営実態を示しているというところにおいても、データの重要性が認識できるかと思います。

先の部会でも幾つか御紹介しましたので、今回はそういったところは飛ばしたいと思いますが、見えてくる典型的な日本の博物館の姿としては、ここは重複しますが、常勤職員が3名。そのうち、学芸員の有資格保有者は1名ということになります。

博物館法の改正につながると思えるところで取り上げましたのは、常勤の館長がいない施設が40.5%あるというデータです。そして、館長の職務権限が明確でない施設が45.8%、約5割あるということです。これを法区分で見ると、登録で33.4%、相当で28.7%。登録が高いというのは、どうも解せないんですけども、類似は5割を超しているという傾向です。

それから、学芸員を配置していない施設が16.5%あることにも注目する必要があると思います。さすがに登録は1.6%、相当が4.2%ですが、類似はやはり26.3%が学芸員を配置していないという状況は、法律の実態を反映しているというふうに思います。

年間の入館者数については、前にも御紹介したので省略しますが、建物の建築年が、中央値で1988年、平均値ですと1979年ということで、多くの博物館が築40年ぐらいの建物を使って運営しているということで、後でも御説明しますが、施設の老朽化が非常に喫緊の課題になっていることを示していると思います。

17ページは、それぞれの博物館がどういう活動に力を入れているのかということ、平成9年から5回の調査の経年を表していますが、博物館の基本的な機能である調査研究活動と収集保存活動について、例えば調査研究については、平成9年が7.8%だったものが、令和元年は6.8%に落ちています。それから、収集保存に関しては、17.1%が8.1%と、2分の1以下に落ちています。その反面で、展示活動と教育普及活動への比率が非常に高くなっているというのが特色だと思いますが、これは言い換えてみますと、情報発

信機能に力を入れているという博物館が多い反面で、その発信される情報の質を担保するインフラが弱っているという懸念を感じざるを得ないというデータだと感じています。

それから、表 2-5 は、公立館の所管ですけれども、「教育委員会ですか、首長ですか」と聞いたところ、平成 9 年は 76.9%、約 8 割が教育委員会所管の公立館だったものが、令和元年は 64.4%です。片や首長さんは、21.9%が 30.2%と増加してきています。これも博物館法における設置者要件の所管との関連で考えますと、公立博物館の設置形態が非常に多様化しているということが言えると思います。

それと併せまして、18 ページの公立館の指定管理者制度の導入状況ですけれども、これについては、直近の平成 25 年の調査から見てもあまり増えていないことがみて取れます。導入が 28.2%。導入されていないのが 70%ということですので、大体この辺で落ち着いてきたかなという傾向が見られます。

一方、この指定管理者制度の実態の中身を見てみますと、公立館の中規模以上の施設のほとんどが利用料金制度の導入をしている館です。その反面で、中小規模の博物館は、NPO 等による指定管理者制度が結構広がりを見せていて、財政的に割と豊かなところと厳しいところが二極分化しているという傾向もあるかと思っています。

次に入館者ですけれども、あまり詳しく触れませんが、10 万人未満の博物館がおおよそ 8 割です。100 万人以上入っている博物館も含めて、10 万人以上入っている博物館は約 2 割というところが大体の入館者数の傾向だと言えます。先ほど御説明した指定管理者制度の中で、利用料金制度を導入している博物館で、入館者が 10 万人以上入っていて利用者から取る入館料収入がウエートを占めている博物館は、今回のコロナ禍で非常に大きな影響を受けていると思われます。

予算の項目では、購入予算について見てますが、予算はなかったというのが 6 割を超え、100 万円未満を合わせると 83%に達するという傾向が見られます。

19 ページですけれども、それぞれの博物館がどういう項目に課題を感じているかを一覧表にした表です。色づけしてあるところが、7 割を超える博物館が課題だと考えている項目です。一番高いのは、84.5%の「外国人向けの対応が不十分である」。次が「ICT を利用した新しい展示方法が導入できていない」。これは、国が進めている昨今の博物館政策になかなか追いついていないという実態が現れているということだと思のですが、7 割を超している課題の中で、例えば、3 番目の「財政面が厳しい」。それから「施設設備が老朽化」。「職員数が不足」「調査研究が進んでいない」「収蔵スペースが不足している」。そして、「必要な資



料整理が進んでいない」。こうした項目は、過去の調査を振り返ってみても、ずっと上位に位置づけられている課題であり、長い期間にわたり置き去りにされている課題だと見て取れます。

これは、古くて新しい課題が。しかも博物館の中心的機能を支えるインフラに対しての課題がずっと置き去りにされながら、新しい施策で、これもやらなくちゃいけないとか、あれもやらなくちゃいけないとか言われるものに手が回らないという実態が現れているのではないかと読み取ることができると思います。

その一方で、下のほうの色づけをしてある項目は、課題感を示した博物館が5割に達していない項目です。裏を返せば、これらはよく頑張っている項目と読み取れると思うんですが、学校との連携であるとか、館の特色を一生懸命出すとか、教育普及活動に力を入れているとか、あるいは地域課題に向き合うという項目は、公立館をはじめとする博物館が一生懸命取り組み始めている成果だと思います。このようにハードを含めて、なかなか足りていない課題がある一方で、現場が運営の中で一生懸命努力をしている成果も現れているということは述べておきたいと思います。

20 ページからは、課題として挙げられた項目を、館種と設置者、法律区別にまとめた資料で、後ほど見ていただければいいかと思います。特にここではコメントをいたしません。一言だけ申し上げたいと思います。これは課題を感じている項目を第1位から第10位まで示している表なんですけれども、総合、郷土、それから歴史の博物館は、第10位の一番低いところの割合が、総合で77.6%、郷土で78.7%。歴史で71.6%です。他の館種で見ますと、美術は第10位で見ますと68.2%。それから、動・水・植は60%です。これはどういうことかということ、様々な課題が直接運営に影響している度合いを館種的に見ると、総合と郷土と歴史が、結構深刻に課題を感じているということが見て取れると考えているところです。

それから、23 ページを御覧ください。個別の博物館の運営上の課題ではなくて、それぞれの博物館が「博物館界全体としてどういう問題があると思いますか」と聞いている項目ですが、最上位が72.7%で、「国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない」です。そして2番目が、「市民、国民が博物館を支援する体制ができていない」です。

これは、1番目の国・公共団体の振興策というのは、そもそも博物館を規定する法律から発して、それに基づいて、どういう博物館政策が振興策として具体的に導入されているのかという状況に直結していますので、裏を返せば、法律をこれからどのように変えていくかとい

う必要性の根拠になると思います。一方で、2番目の「市民、国民が博物館を支援する体制ができていない」というのは、むしろ博物館の現場サイドが、今の社会に寄り添って、どういう役割を果たすべきなのかというところにおいては、意識改革も含めて博物館の在り方、役割を、もう少し一生懸命考えなくてはいけないのではないかということを感じさせるデータかと思っています。

この分科会の検討テーマでもある博物館法や制度に関しては、博物館法等の法令が博物館の実情に合っていない。それから、博物館登録制度が博物館の実情に合っていない、という課題感を持つのは、全体の約6割の博物館だという傾向が見て取れます。こうした法律や登録制度に比べて、学芸員の養成制度に問題があると感じている博物館は、比率が少し下がるという傾向も見取れます。

これについては、26ページを見ていただきたいんですが、登録博物館においては、「博物館法等法令等が実態に合っていない」という課題意識は第5位。相当も同じところに入っています。しかしながら、登録においては、「市民・国民が博物館を支援する体制がない」というのが10位という低いところにあります。これについては、相当では逆に1位になっていますね。それから類似は2位です。ということは、登録博物館というのは、市民・国民が博物館を支持する体制づくりにある程度力を入れており、その成果の手応えも感じているというふうにも見て取れると思います。

この課題感に対する詳しい分布、法律区分や設置者とか館種については、また改めて見ていただければいいんですけども、こういう調査結果を踏まえて、これからの博物館制度の法の改正を考えてみますと、やはり日本の博物館という実態を構成している博物館自体が、館種、設置者、それから法律上の区分も含めて非常に多様だということを前提に議論する必要があるということが分かります。

そうしたときに、では多様である博物館が、博物館として、いかなる目的を持って、いかなる機能を有して、どういう事業を展開する施設なのかという基準を規定するものが、やはり法律なのだろうと思います。この点については、日博協として、ミニマムとしての基準案を報告書で示しています。これからの検討でもこうした基準を明確にしていかなければ、何が博物館で、何が博物館ではないのかを区分ができないので、基準作りは必須の要件だと思います。

そうしたときに、対象となる博物館を博物館として規定するための基準は何なのか。しかも、必要最小限の基準は何なのかということを考えるとき、やはりガバナンスとマネジメン

ト、設置者の責任と館長のマネジメントの責任。そして職務権限の問題というのは非常に大きな課題だと思います。一方、学芸員さんは、どちらかというオペレーション側の人間なので、その専門性はどうかつくっていけばいいのかという課題があり、ガバナンスとマネジメントとオペレーションというのは、今後の法律、あるいは運用の基準づくりの検討で非常に大きな役目を果たしていくのではないかと考えているところです。

いずれにしても、このデータが示すように、非常に多様で多数の博物館がある中で、そのほとんどを占めているのが、地域を中心として運営されている小・中規模の博物館であるという実態。そこを何とかいい方向に変えていって、そうした博物館がメリットを感じて法に基づく博物館となり、振興策を受けられるような政策とリンクを張れるような博物館制度を構築していくことが望まれると、この調査結果のデータを読んでいて思った次第です。

さらに、地方において、総合政策的な考え方の中で博物館をどう位置づけていくのかという考え方や、いろいろ検討すべき課題があると思いますが、日博協としても、報告書で提示した今後の博物館法の在り方を含めて、ご紹介した総合調査のデータも活用しながら議論を深めてまいりたいと思っています。

ありがとうございました。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。これについては、次の発表とも密接に関わりあっていると思いますので、原さんの発表を踏まえた上で討議にしたいと思います。

今、ガバナンスの問題がありましたけれども、地方によっては、例えば福岡とか岡山では、非常勤館長で対応していた館が、財政の権限を持っている人を館長にするという形に変わりつつあると聞いております。それが全体の流れなのか、一地方なのかというのは、また皆さんの知見をお聞かせいただければと思います。

では、続きまして、原さんの問題提起を発表していただければと思います。よろしく願いいたします。

**【原氏】** 東京都教育庁で文化財調査を担当しております原でございます。

私が博物館行政を実際に担当していたのは、恐らく平成10年ぐらいまでなんです。その後、行政によくありがちな、1つの権限事務を、1人の人間が長いことやっていたはいけないということもありまして、ローテーションして、学芸員がそれぞれ担当を毎年変えていって、うちのスタッフ、学芸員が何人か、2年ごと、あるいは3年ごとにローテーションして、博物館登録事務の審査の役割を果たしてきています。その中で、私は大学のほうでずっと博物館法、博物館の法規制のことに関して、法的なところに関して授業を持っており

まして、ここ 20 年近くですか、ずっと授業をやっているの、窓口業務としては博物館登録はしていないんですけれども、長らく東京の博物館登録事務についてどのように動かしていくかということを検討する立場におりました。

今日は、地方公共団体に果たすべき役割と、その効果ということでお話を頂戴いたしましたので、まずは東京の博物館登録事務について簡単に御説明するということを目指したいと思います。

資料のほうは皆様お持ちなので、そのまま 28 ページを御覧いただければと思います。文化庁のホームページから取ったものです。博物館の数の推移ということで、昭和 62 年度から平成 30 年度までグラフがございましたので、では、東京都はどんな数があったんだろうということで調べてみました。青が登録、オレンジ色が 11、そして類似施設が 1,574 という、一番上の数字ですが、緑色のものになります。徐々に増えていっているんですけど、平成 20 年頃に頭打ちになっているんでしょうか。その中で登録博物館は、昭和 62 年度は 47 件、そして平成 2 年度は 51 件という形で徐々に増えてきておまして、平成 30 年度で、現在 72 件ございます。おおむね登録博物館は、全国で 8% の前後で推移しているのかなと思っております。

相当施設に関しましては、これもちょっと不思議なんですけれども、平成 23 年度以降、全国は 10% 超えになっています。これは私の推察しかないんですけれども、後ほど私の考えもお話ししたいと思います。また、類似施設に関しましては、私どものほうで法的には関与しておりませんので、全く分かりません。申し訳ありません。

東京都の博物館登録実績です。29 ページを御覧ください。平成 27 年から令和 2 年まで、要は法が成立されてからずっと、どんな数を毎年毎年私どもがやってきたのかということをやっと簡単に表にしてみました。一番多いところで、平成 28 年でしょうか。7 件やったことがあるんですが、それ以降は毎年というか、割とコンスタントに複数登録もしくは相当施設を事務処理してきております。青色が登録施設で、赤色が相当施設というふうに読んでください。

不思議なことに、平成 14 年以降、登録よりも相当施設の指定のほうが増加しています。これはなぜなのかということをおなりに考えてみたんですが、平成 10 年に登録美術品制度が制定されています。美術品を個人で持っていた物を博物館に寄託し、なおかつ、最終的には美術館のほうに寄贈すれば相続税等々が免除されるという法律だと私は理解しております。それで増えていっているのかなというところ。

平成 20 年、平成 21 年で、博物館法と博物館施行規則が改正されまして、それで学芸員資格の課程科目の単位が改正されているんですね。平成 24 年から施行されているんですけども、それに伴って大学側が学芸員資格の学芸員研修というものを、学生さんを外に出さなくてはならないんですけど、それが結構大変で、大学のほうでユニバーシティーミュージアムを造って、自力で学芸員を育てていこうというのがどうもあつたのかなと思っています。

それから平成 23 年ですが、美術品の補償制度、博物館の展覧会をやる時、結構多額的美術品の保険に入っていますが、それを、文化庁が肩代わりするという補償度をスタートさせています。その相手先、対象となる博物館が、相当施設を含む登録博物館でしたので、それも影響してきているのかなということを考えました。

実際に登録されている数ではあるんですが、これを次のページ、30 ページにしますと、博物館に関わる相談業務というものも窓口でやっています。もちろん博物館登録申請をしたいということで皆さんいらっしゃるのが主なんですけれども、これは過去 10 年間のものを見てみたものです。この見方なんですけど、左の 1 番から 38 番が博物館の識別番号になります。すみません。博物館名を具体的に示すことはちょっと、行政ですので守秘義務がございまして、便宜的に番号を振らせていただきました。これを一番上から見ますと、1 番の博物館、2 番の博物館は、平成 22 年に相談に来た。そして、例えばなんですけど、18 番ぐらいでしょうか。18 番のところは、平成 27 年、28 年に来て、平成 29 年には来なかったんですが、平成 30 年にまた相談に来たというような見方になります。

すみません。1 つ誤植があつたことをお知らせいたします。平成 27 年が 7 館と書いてありますが、これは誤植でございまして、5 館です。1, 2, 3, 4, 5 の 5 館でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

こうやって見ますと、結構毎年忙しい。平成 28 年は、何と 12 件。月に 1 回どころか、これは単に館数ですので、この人たちが年に何回も窓口に残われて、どうしたらいいだろうかとということで御相談いただいておりますので、これに乗っていくのは、博物館担当の窓口をしている担当職員と学芸員は、結構疲労しておりました。

じゃあ、なぜ来ていらっしゃるかということになるんですが、1 つ言い忘れました。これは、博物館の相談実績というのは、実際に窓口を訪れて私どもが相談記録として残したもののみです。それ以外にもいらっしゃる方はいますし、電話相談もありますが、そういうものは含んでおりません。失礼いたしました。

主な相談動機を御覧ください。後ほどきちんと説明しますが、まず博物館法で要件とされ

ている博物館資料があることということが、著作権法の改正で、複製された資料もアーカイブとして認められるようになった。なので、うちも博物館として認められるのではないかというふうに思ったとか、それから、これから公益財団法人に申請を希望したんだけど、窓口で「登録博物館になるべきですね」というふうに指導された。それから、図書館や他の博物館等と資料借用のために手続をするんだけど、そのたびに、「お宅は博物館ですか」というふうに聞かれる。これは、多分著作権法との関係もあるのではないかと考えております。それで、登録博物館になると、そういった手続が簡単になるのではないかと考えているということ。それから、大学において博物館実習を行うために、やはり大学のミュージアム、ユニバーシティミュージアムを造りたい。それから博物館の建物の改修に伴う一時閉館なんだけれども、博物館登録を継続してもらえるかどうかなどといったもの。

それから、もちろん博物館改修に伴って、今度は、どういう博物館資料を扱いたいんだけど、それに見合って博物館を建てて、それは登録として継続してもらえるかどうか。昨今、ミュージアムショップだとか、あるいはカフェなども建てたがる方もいらっしゃるって、そういうものを建てて、実際に改修したときに建てたときに、建築面積、展示面積等々が、限られた建築面積の中で割を食っていくわけですね。それでも登録博物館として認めていただけるかどうかというような言い方でいらっしゃいます。それから、建築基準法、都市計画法の適用を受けたいんだと。主にこれは法律だったり、公立の公園の中に博物館を建てる時に、教育施設でなければならないという一文がどうやらあるらしいんです。建築基準法によって、公園の中での博物館の建蔽率というものが決まっています。その中で建てようとして申請すると、それが本当に教育研究施設なのか、博物館なのか。これは、鶏が先か卵が先かでいつもめめるんですけれども、博物館登録されるということの保証をもらってこいというふうに都市計画のほうから言われてしまうらしくて、建築基準に関わって、ぜひ登録するという見込みをいただきたいという言い方でいらっしゃる方もあります。

それから、何より最近多くなったのが、美術品補償制度の適用を受けたい。展覧会をやるに当たって多額の保険金を払わなければならないのを、それを何とかして文化庁のほうに見ていただきたいということをおっしゃっている方々が、この青印で出てきた中の記録を見ますと、こういったものが多かったです。複数、見られました。

こうやって見ていきますと、求められている博物館の認定。博物館を設置している人たちが、何を私たちに博物館登録に目指して、希望しているのかというと、教育研究機関であることを認めて欲しい。それから自分たちの事業が公益性を持っているということを認めて

ほしい。それが博物館登録だというふうに思っている方が多いようです。

博物館が、その先に何を求めているのかというと、税法上の優遇措置であったり、事業に関わる法的手続の円滑化だったり、あるいは財源の確保、この博物館が登録博物館でこの展覧会をやることによって、財団とか様々なメセナが得られるんだ。あるいは、資料等々の貸出条件が緩和されて、お金が安くなるんだとか、そういう話を赤裸々にお話になる方もいらっしゃいます。

それから昨今は、激甚災害時の支援措置をどうしても受けたいと……。

【島谷部会長】 原さん、限られた時間なので、あと5分ぐらいでまとめていただけますか。

【原氏】 はい。では、簡単に。15分も話しちゃったんですね。申し訳ありません。

こちらが博物館登録の流れです。事前相談を受け付けてから申請書類を作成いただいて、受理。そして、登録要件の審査をします。改善項目の提示をした上で、指摘事項を修正していただきます。また、実査をしまして、その中でも指摘事項を修正します。最終的に審査会で登録を決定いたしまして、通知されるというものです。

博物館の審査の具体的な例です。法の第12条に4つの事案が書いてありますので、まず、博物館の設置条例、もしくは私立であれば、法人の定款・館則などを示していただきまして、それに見合った必要な博物館資料目録があるか。館長、学芸員の履歴書が、その博物館の目的を達成するために、適切な学芸員の配置になっているか。それから土地建物登記簿謄本で、必要な建物及び土地があることがあります。それから、1年を通じて150日以上開館していること。公益性・継続性・安定性なども見ますので、事業概要・財務状況・観覧規定なども確認します。

私どもが持っている行政処分は、博物館登録の流れの中では、この四角に囲んでいることだけなんですけど、唯一、登録した人たちにとって不利益処分となるのは、登録の取消しというものがああります。登録の取消しがお嫌ということで、実は様々な博物館の運営上の問題があったとき、あるいは、もう博物館を見学していて問題だと思った人たちから東京都教育委員会のほうへいろいろな苦情、あるいは密告という形で話が持ち込まれることがございます。そういった場合には、やはりその登録要件を満たしているのかどうかということも改めて確認するために、現場へ調査する権限が東京都教育委員会に与えられていますので、こちらのほうで現地調査あるいは報告を求め、登録の取消しを、ちょっとカードをちらつかせながら行政指導していくというものでございます。

時間がありましたので、私の意見はさておきまして、33 ページのところ一旦終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**【島谷部会長】** たくさん資料を用意していただきましたが、ちょっと時間の関係で、途中で終わっていただいて、すみませんでした。

先ほどの半田さんからと、それから今の原さんからのものを参考にしながら、今後ワーキンググループをつくって、集中的に審議をしていただくたたき台というか、論点について、ここでは出していただければありがたいと思っております。登録審査も、形だけと言いつつも、いろいろ問題点があり、かなり大変である。なおかつ、いろいろな相談があるということなので、その登録の審査の在り方が、今までどおり、地方公共団体の教育委員会でいいのかどうか、いろいろな考え方があろうかと思っております。

考え方として、この部会でも学芸員を一種、二種と分けたらどうかとか、登録についても、一種、二種というような考え方があろうかならうか。これも全て、博物館が元気で国民のために必要であるということ、それにつながるという前提でございます。先ほど稲畑補佐から「ニンジン」という言葉が出ましたけれども、「ニンジン」を得るため、メリットを得るためにはどういうことをしなければいけないかといったような観点で、各委員の方々から御発言をお願いします。ちょうど、あと1時間ですので、各委員、もしくはアドバイザーの方についても、発言したい方については、手を挙げて下さい。

**【稲畑補佐】** はい。挙手ボタンがありますので。

**【島谷部会長】** 挙手ボタンがありますので、それで順番に御発言いただくかと思っております。途中でお入りいただいた宮崎委員と、また、ほかの方の発言を聞いてからという方は、当然後からになろうと思いますが、順不同で御意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

学芸員を一種、二種と分けるとかというところでも、あるいはこの登録制度を一種、二種と分けるところでも、あるいは、登録の審査はどうしたらいいか。こういったところに焦点を絞って御発言いただくと、いろいろな御意見が頂戴できるかと思っております。どなたでも結構ですので、お願ひいたします。

では、高田さん、お願ひいたします。

**【高田委員】** 高田です。私は、先ほどお話のあった今までの制度の動きの中で、望ましい姿ですね。2011年の「博物館設置及び運営上の望ましい基準」をつくる時に関わった委員の一人ですが、このときに提言したのは、これからの博物館は、今までは学芸員は研究



をして論文をたくさん書いてとか、あと、資料も国宝とかタイプ標本とかが幾つあるかというところが、それまでは結構博物館の基準になっていたところを、もう少し教育とか市民参画とか、地方の地域に配慮した博物館であることというところを、ユニバーサルとか、そういう部分を強調する形でいこうと。48 基準を撤廃したのはその辺の理由もあって、施設の大きさではない、それから人数ではないとかいうところで、博物館の評価基準を見直そうというところでやってきたので、私の中では、運営上の望ましい基準にもう一度立ち返ってもらって、学芸員は、研究者としての学芸員から、より教育者としての学芸員というところに評価のポイントを、もうちょっと光を当ててもらえるような制度に新しくなってもらえるとうれしいなと思っています。

それから、先ほど半田委員からあったように、地方の小さなミュージアムが8割以上を占めているわけですから、地方の小さなミュージアムにこそ光が当たったり励みになったり、目標を持てるような制度になってくれるとありがたいなと。そういうところを一気に二種とか二級とか、そういう、ちょっと下に見るような制度ではなく、地方の小さなミュージアムでこそ何か光が当たって頑張っているなというところを評価してあげられるような制度になるとありがたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。1とか2とかと言ったら、上位・下位みたいな形になりますから、違う表現ででもいいですから、そういう差をつけると、支援の出方が変わってくるというような工夫もあろうかと思しますので、純粹に一種、二種というのはいかがなものかというふうな意見であるというふうにお伺いいたしました。

と同時に、評価基準の見直しというのは当然のことだろうと思しますので、それを誰が評価するかというのも大きな問題かと思えます。

逢坂委員から手が挙がっているようですので、続きまして、逢坂委員、お願いいたします。

**【逢坂委員】** 今回、非常に日本の美術館・博物館の根幹に関わるような重要な議題だと思っています。

まず、日本の中で博物館・美術館をどう考えていくかといったときに、これからは、やはり文化施設の重要性というのは、非常に今までと違った形で評価されていくべきかと思えます。

私は、美術館では、地方自治体で、水戸芸術館も市長の直結、横浜美術館も指定管理者制度でしたけれども文化観光局の管轄で、いわゆる相当施設で働いていたわけです。民間では

森美術館でも働いておりまして、今は国なんですけど、それぞれ随分違うことは事実です。

ただ、博物館法をどう考えていくかというときに、法律は基本的な根幹をきちんと制定して、細かいところは各施設に任せるということが大切だと思いますので、今の博物館法が、いわゆる本当に博物館の登録施設が非常に少ないということが大きな課題なのかなというふうに思います。そのためには、やはり、国それから地方自治体も含めまして、民間もそうですけれども、その三者があって、有効活用できるような法律に変えていくべきで、なおかつ、それは非常にシンプルなものであるべきではないかと思います。本当に基本を考えると。

それから、美術館で言いますと、美術館のタイトルが、前も申し上げているんですけども、日本では作品を展示している場所を美術館と思っている国民が非常に多い。そのために、市民・国民が博物館を支援する体制ができていないというところにつながっていくと思います。

それと、相当施設がなぜ多いかというと、教育委員会に直結しているよりも、もっと美術館の可能性を広げることができる自由裁量が取れるということで、相当施設が多くなっているのではないかというふうにも思います。

もう1つ、学芸員に関してはなんですけれども、やはり現場で働いていますと、学芸員の仕事というのは、自分たちが所属している美術館・博物館で全く異なるので、上級といいですか、第一学芸員、第二学芸員というような制度を分けるのは、実際は非常に難しいのではないかと思います。それを本当に現場が自由に活動できるような制度として、やはりこちらも意見としては博物館法と同じなんですけれども、シンプルにしていくべきだと思います。

それから半田委員の説明にありましたように、館長が不在という施設が非常に多いというのは、やはり日本の文化施設の大きな欠陥だと思うんです。ここは、1つの組織と考えたときに、社長がいない会社が非常に多いというのと同じですので、マネジメントを含めて、その館長をどうやって配置し育てていくかということも、博物館法と共に考えていくべきではないかと思います。

以上でございます。

**【島谷部会長】** どれも重たい発言でしたが、それぞれを解決するのはなかなか難しいかなと思います。館長がいないというのは非常に問題ではあるんですが、地方公共団体の首長さんは考えるに、やはり中央とパイプがある方、学識がある方、非常勤でもいいから、そういう方がいたらいいということで据えるんですけども、その方に実権がないというのが現状で、それが一番問題だろうと思うんです。

それをクリアするために、先ほどちょっと岡山の例と福岡の例を申し上げましたけれども、そこでは、そういった今までの非常勤館長さんのことを「総館長」という名前に変えました。財務的なことを仕切っている、いわゆるマネジメントをやる方を「館長」と呼ぶようなシステムに、その2県ではなってきたという事例を聞きました。ほかでもそういった形が出てくるかも分かりませんが、考え方の問題で、学芸の本体、運営だとかだけしか分からない人が館長でいいのか、作品まで分かる人が館長になるべきかというのは、それぞれの設置者によって変わってくるのだと思います。

それを含めてどうあるべきかということをやっつけていかないと、形だけでも学芸の分かる館長がいることがいいのか、その形だけの館長も要らないということになると、やはりそれはそれで問題だろうと思います。あと、逢坂先生がおっしゃったように、学芸員を1とか2とかと分けるといのもいかなものかというのは、先ほどの高田委員と同じような発言だろうと思います。

ただ、ここで論議をしていくことについて、一番問題点は、一番最初の登録指定制度というのは、税制上の優遇を行うためにつくられたわけですし、そういった補助金であるとか税制であるとか、そういったことを優遇を受けるためにはどうしたらいいかということです。全部の館を一度に助けるというのはなかなか難しいので、言葉は悪いですけど、やる気のあるところ、制度が整ったところから、補助の手を差し伸べていこうというような考え方、そのためにはどうしたらいいかということも皆さんと一緒に考えていけたらいいなと考えております。ありがとうございました。

では、続きまして川端委員、お願いいたします。【川端委員】 大阪の川端です。先ほどの逢坂先生の御意見に通じるころはあるんですけども、やはり学芸員であったり博物館に一級二級とか、学芸員で言うと上級学芸員というふうな考えもありましたけれども、そういうのは、どちらかという、それぞれの自治体の中での職制のほうでやってもらったほうがいいのかというのがあります。

現在の博物館法でいくと、第4条に博物館に館長を置く。ほかに専門職員として学芸員を置くというはあるんですが、そこら辺をもう少し、何というか、今求められているような姿に変えていく。これは、以前の会議でも発言したことがありますけれども、例えば教育、いわゆるエデュケーターであったりコレクションマネージャーであったり、最近で言うと、例えば地域とのコーディネーターであったりとか、そういうふうな部分というのが、どちらかという、これまでは学芸員が行うその他の仕事であったりとか、あるいは事務職員が行

う仕事みたいな形にどうしても押し込められてきていたと思うんです。その辺りの専門性というのもきちんと、法的にも制度的にも、この際きっちり、こうあるべきだというふうな形に示していけたらいいのではないかと考えています。

あと、博物館施設としての一級・二級というのがありますけれども、前回、前々回の地方の小規模博物館からの意見をいただいたときもありましたけれども、例えば地域、あるいは都道府県単位でもいいんですけれども、センター博物館的なのというか、そういう大きなところが、その地域でいろいろ助言できたりとか、あるいは協力して事業を進めていけるような、そういう地域の博物館事業のコーディネートみたいな、そういうことをしっかりできていければいいのかなと。

今までで言うと、例えば文化庁とか文部科学省の補助金などで、そういうパイロット事業であったりとかモデル事業的に地域の連携事業を行ったとしても、結局それが資金が途切れてしまうと、またそういう協力がうまくいかなかったりというのが多かったのではないかなと思うので、その辺りも含めて、今求められている姿というものにしていければいいかと考えています。

以上です。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。地域の核となる博物館なり美術館があって、それを運営していったらどうかという提案だったと思います。まさにそのとおりだろうと思います。文化庁が全部統括できるわけでもございませんので、そういった考えというのは必要だと思いますので、その館に補助金を出すとかということではなくて、いろいろな取組として、その地域に申請していただいて出せるとか、そういったようなことも十分考え得ることだと思いますので、ワーキンググループができた暁には、そういった論点で話をしていただければと思います。

私が所属している国立文化財機構の中にある、文化財活用センターが補助金で運営されていたわけですが、それがちゃんと庁費で運営されるようになってきました。去年は文化財防災センターができましたので、そういったところとの共同で何かできるというようなことも、今まで以上にやりやすくなっていくかと思っております。

今は宮内庁の所蔵作品も各地に貸すべきではないかということ、菅総理あたりが強く推し進められております。そういった活用の部分も、どういうふうになればそれができるのかという、そのノウハウについても皆さんで論議をしていただければありがたいと思っております。

太下先生、手が挙がりましたので、お願いいたします。

【太下委員】 委員の皆さんで議論しているこの論点というのは、資料1の多分7ページの論点の中の特に④の「制度の階層化」の辺りが集中的に議論になっていると思うのですが、これについては、ある部分、評価できる部分と懸念とがありまして、両方についてお話しさせていただきたいと思います。まず、まず、評価できるという点は、今、島谷部会長もおっしゃったように、政策を推進するという観点からすると、現実的で効率的な面もあるかという気はします。

同時に、これは⑦で、制度と連動して、先ほどの表現で言うとニンジンと言うんでしょうか。財政的な支援というものがセットになるかと思えますけれども、これは、連動が重要というよりは不可欠です。重要という程度の生易しい表現では、多分博物館振興はこれからできないと思いますので、不可欠だと考えます。そうなったときに、全ての博物館をその財政的な支援の対象にはできないという意味では、重点化が進むという上でも、階層化ということが、1つ効率的な手法としてはあり得るとは思います。

一方で、こういう文化施設の階層化ということについては、実は文化庁さんは一度経験されているんですよね。それは何かというと、劇場法をつくる時の全国の劇場・音楽堂、いわゆる文化ホールをこういうふうに階層化しようという構想が当初あったときに、それに対して相当なハレーションが起こったわけです。実はそのとき、私は劇場法を検討する委員だったのですが、その委員会は当初3回の予定だったのが、結果として計11回も開催されました。それだけ大きな論点になったわけです。

先ほどから複数の委員からもお話が出ていますとおり、多分、現場感覚からしても、学芸員制度なり施設そのものにこういう階層化が行われるというのは、かなり抵抗感があるだろうという気がしております。

これが大きな懸念なのですけれども、さらにこういう階層化というものを政策的に位置づけていこうとすると、その先の問題もここからあぶり出されてくることになると思うのです。その先の問題というのは何かというと、先ほど半田委員の御報告でもありましたけれども、日本のミュージアムが、おおむね平均的なイメージとして建築されてから40年ぐらい経過しているという点です。日米構造協議の中で、1990年代に相当数の文化施設が造られていますので、それらの施設は建設後もう30年が経過する時期に入ってきているわけです。ですので、そろそろこれからの10年間というのは、大規模修繕が必須の施設が大半になってくるわけです。けれども、今後10年のスパンで考えたときに、これらのミュージアム全

部を大改修して次世代に残していくことかできるのかどうかということが問題となると考えています。一種のトリアージ——トリアージというのは、消防とか救急で「選別」という意味で使われる言葉ですけれども、この階層化の議論をすると、その先に、多分選別の議論に入ってきてしまうと思うのです。

それは非常に悩ましいことですが、ただし無視はできない議論だと思います。現に、総務省は、既に全国の公共施設——公共施設というのは別に文化施設だけではなくて、橋梁、橋とかのインフラも含めて、既に重点化が必要だという方向性を財務白書等を出しています。ですので、いずれは文化施設も、一体何を次世代に本当に残していけるのかという議論をしなければいけないと思います。そして、恐らくこの階層化の議論をする中で、それが必ずひもづいてテーブルの上に乗ってくることになると思います。

という意味で、議論は避けて通れないと思いますけれども、実はこれは非常に悩ましい議論になっていくだろうなと考えています。まずは今、現時点での懸念としてお話をさせていただきました。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。建て直し、それから改築、いろいろな意見があると思います。財力があるところ、例としては、大倉集古館のように、免震性を持たせて古い建物を生かした建物が現在も使われるようになったというのは好例かと思えます。全ての博物館・美術館がそれができるかどうか分かりませんし、地方にたくさん県立美術館・県立博物館ができたときというのは、箱物行政とも言われたぐらいで、それを残すような建物であったかどうかというのが非常に難しいところであるかと思えます。

できたときには史跡でなかったのに、その後に史跡に指定されて増改築ができない館もあるように聞いております。今後そういった伝統的な建物として、今、念頭に上がったのは、前田育徳会の建物などはとてもいいから残してあげたいなとは思っています。この財団がどういうふうを考えているかというのはちょっと私には分からないんですが、それも含めて今後の課題になろうかと思しますので、太下委員の意見はとても心に残りました。

ほかのは、委員の方、御意見がある方。小林先生、昨年、共同著書を出されたこともありますので、そういった観点から、委員として非常にふさわしいと思っております。今、喫緊の話題として2つの課題が上がっておりますが、何か御意見ありましたら頂戴できますでしょうか。

**【小林委員】** ありがとうございます。今までの先生方の御意見と基本的に実は私は同じでして、学芸員資格科目についても、あと、この制度を全体をもっとシンプルにするほうが

いいのではないかというのは、そう思います。

それで、今非常に美術館だけではなくて、博物館全体が多様化しているというのは、もう先ほどの半田委員の御調査の結果からも明らかで、ずっと言われてきていることなんでしょう。問題が解決されてこなかったというのがすごくはっきり分かったということだと思えます。それができるためにすることは、今の法制度で十分に機能していないものを、シンプルに直していくことなのではないかというふうにはちょっと思っています。

それで、先ほどの逢坂委員とか太下委員がおっしゃったこととも関連してくるんですけども、今までは設置した組織というものに、ある意味で関係して、こういう登録制度とか相当制度とかそういうものになって分かれてきたというところがあると思うんですけども、内容面で見てみると、優れた博物館が民間で行われている場合もあるし、自治体で行われている場合もあるし、国で行われている場合もあるというようなことでいくのだとすると、やはり今までの、登録という言い方がいいのか分からないんですけども、制度の仕組みと違ったものにもっと単純化していくほうがいいのではないかというふうには思います。

お互いがですけども、内容面で競争して競っていけるようなフィールドをどうやってつくっていけばいいのかということだと思うんです。そのときに、太下委員がおっしゃったような、最初から階層化みたいなことを想定していくと、決してそのフィールドにみんな乗ってくれないのではないかというような感じがしていて、相互の競争が起きた結果として階層化が起きてしまうというのであれば、何かいいのではないかとはいっているんですけど、それは具体的には、先ほど太下委員もおっしゃったような、博物館振興策を具体的にやっていく中で行われていけばいいのではないかというふうには思っているんです。

その振興策というのも、本当はどこの博物館も、あり余るお金があればいいわけですよ。でも、それはどこもできないわけであって、何らかの事業を立ち上げて、永久不変にお金を出していくということができないのだとすると、相当に誘導的な政策をしていかなければいけないのではないかということにはちょっと思っているというところなんです。

何かちょっと抽象的な議論になってしまうんですけども、今、何だか意味もなく制度があるところの齟齬は取りあえず直していくという方向性は、やはりしたほうがいいだろうなというふうには思っているというのが現状の認識です。

以上です。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。何か向かう方向がちょっと整理できて、すっきりしたような感じがいたしますが、ワーキンググループで詰めていただくことにな

と思います。先ほど半田委員から調査の結果について聞いたところの中で、平均的な館では職員3人で、館長、学芸員、事務という状況なのが普通であるということです。約8割がそれであるということを考えた場合に、その中に教育普及的なものを専門にする人、地域振興を専門にする人を入れていくというのは、どう考えても無理があるような気がします。

そこで知恵を絞って、どうすればそこに人とお金をつけることができるかという部分を文化庁さんとしては選択をしていかなければいけないんだろうと思います。その条件設定みたいなものをワーキンググループでちょっとまた考えていただければ、どういうことをすると本当に必要なところにお金と人がつくのか、補助金で何年間人を雇ってやることのできるのかが明確になるとと思います。

私は現場の立場で、お金だけもらっても駄目だと、人だけ来ても駄目だと。金と人が来ないと仕事ができないんだということをよく言っています。そういった助成ができるような仕組みを何とか考えていただければいいと思っております。

だから、割と恵まれた環境で仕事をしてきた方が、委員を含めて多いのではないかと思います。委員の中で多くの場所を経験している委員がこの中に一人いますので、また意見を頂戴したいと思います。古田委員、お願いします。

【古田委員】 すみません。まさか私とは思わず。

今いろいろな方の、最初の半田委員の御説明は、もう何というか、いろいろなことが整理できて大変勉強にもなりました。

それから、ちょっと漠然とした、この前からちょっと僕もお話ししていることなんですけれども、大きな変わり目であろうと。これから美術館・博物館はどういうふうな方向に行くべきなのだろうかということに関して、これからその新認証制度というものを検討していく。僕の言い方で言うと、そのことがまさに新しい次の、近代を超えた意味での新しい美術館・博物館の在り方というものを国が示すことなんですよね。もちろん一方では、ゆがみを何とか是正しないといけない、現実に合わせてなければいけない。これも間違いないんですけれども、だから、どこに向かって行くのかということを、国が今後、この制度改革によって示すことになりますので、これは大きなことだと思います。

そのときに、いろいろな先生方のお話を聞くと、やはり多様化、それから全国規模で4,000とか5,000とか、もっとの数に対応する。これは無理というか、それよりももっと大事なことは、どんな形であれ、これからの美術館を基礎体力的に支えていく。一時的な助成を頑張ったところにあげましようというのは、もうそれを考えることではなくて、この新しい法制



度というのは、第一には、展示や収蔵の設備的な面と学芸員が働ける場という、人がちゃんと働いたことが評価される、そういう基礎的なところを継続性、維持できるための、それがメリットであるというふうな受け取り方をされるような評価基準を考えることですよね。それは、ニンジンとかメリットではないと思うんですよ。生きていくための最低限の、そこにみんなで入れば、少なくとも生きていけるといふところを国が示していくこと。そこがでるかどうかというのが非常に大きいと思います。

そのときに、これまでの美術館・博物館の在り方というのは、もしかしたら、もうそれで十分ですというところだったかもしれないけれども、今議論されているのは、例えば、国策として、外国人対応であるとか、観光であるとか、ウェブであるとか、新しい姿というものに対応していかないと、これは大きな危機感を覚えます。つまり、日本はミュージアム後進国になってしまうかもしれません。だから、そこを国が何らかの形で後押ししていく。そういう制度だと見えるような、つまり、そういうことによって元気が出るような新しい目標、評価の基準というのが必要だなと。

あと1点、学芸員制度ですけれども、確かに一種とか、あまりよろしくないと思います。けれども、現実問題としては、非常に頼りになる、あるいは仕事の実績のある学芸員という人が、さらに若手を育てるとか、ある中心的な役割を果たすということは、これは必要でもあるのではないかと。問題なのは、制度として、これは人に与える考え方なのか、組織の中で、この美術館・博物館の評価の中で、1人はそういう人がいるべきだというような組織的な形で与えるべきものなのかは随分違いますよ。

もし人に与えるのであれば、職場が変わっても、その人は何とか学芸員として職場を移る。最近、僕も何度か職場を移っていますけれども、そのようなことというのは十分考えておかななくてはいけないわけで、だからこそ、学芸員という大きな枠組みでできた制度の中に、次に、名前は分かりませんが、上級学芸員のようなことを考えるべきであって、そのようなことを議論するときには、ひとつそこら辺もポイントかなと思って伺ってありました。

以上です。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。最初から分けるというのではなくて、経験を積めば、普通の学芸員から主任学芸員だったりとか主席学芸員だとかって、各館でそういうネーミングをつけて、俸給での対応等を考えておりますので、国が無理してやる必要がないかも分かりません。その辺も論議できたらいいかなと思います。

半田委員が整理していただいた中の19ページで、何々ができていないというのが1から10ぐらいまでありましたけど、これは全てお金と人があったらできる部分だろうと思うんですね。こういうところを博物館のコレクションの調査研究、もしくはデータベースができてないというのは根幹的なことだろうと思います。これは、すぐに観光とか地域振興にはつながらないので、それをするためにお金を出すというのはなかなか難しいんだろうと思うんですけども、データベースを整備し、全ての博物館に入っているものがデジタル化されているということがあれば、とても研究の進展にもつながっていくのではないかと思います。

利用者の立場で、いつも浦島さんは最後になってから質問して、バタバタと短い時間しか話していただけないんですが、何か聞きながら、御意見とか質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

**【浦島委員】** すみません。何かいろいろお話を伺わせていただいたので、本当にユーザーとしてみたいいな形で、ちょっとずれた話になっちゃうかもしれないんですけども、私たち、私はオタクだから、調べてから行くんですけど、大体一般の方というのは、博物館が相当施設であったりとか登録施設であったりとか、そういう区別というのは全然考えてないというか、博物館って書いてあったら博物館だし、美術館と名のついたら美術館だと思っていて、だから、あまり違いが分かってないという感じがします。

今までも、何でみんな博物館・美術館に行くかという、博物館・美術館と名のっているから行くのであって、そこで何か、「ああ、いい展示だった」とかちょっと思ったり、ショボかったみたいな感じでしか判断できない。なので、ユーザー目線で言ったら、そういう博物館の登録であったりとか、学芸員のランク分けみたいなのが、もし改正されてつくとするのだったら、ユーザーがよりメリットが得られるもの、よりよい展示であったり、より学びが得られるような、ユーザーというか、訪問者にも、より楽しくなる場所、利益が得られるようなものになるといいなと思っています。

それって、お話を伺っていて、何でこんななんだろう。ちょっとユーザーと離れているなみたいな感じのことを思ったので、ちょっと考えたんですけど、やはり今、美術館・博物館に訪れている人というのは、椅子に座っている監視の人を学芸員だと思っていたりとか、本当にただ単に展示を見て帰るだけで、図書室があったりとか、ほかの教育普及の施設として利用できるということを全然知らないから、ただ展示だけ見て、博物館、美術館を判断しているみたいなところがあると思うので、もし何かきちんとそういう施設の格付みたいな

ものを考えるとしたら、そういう訪問者の、見る人のリテラシーを上げるような施策も併せて考えたほうがいいのではないかと思います。

たどたどしくて、すみません。以上です。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。ユーザーにとっては、中のことは分からない部分が多いので、当然だろうと思います。いろいろなことを話していく中で、博物館・美術館が、それぞれの博物館が持っている性格が違います。例えば、コレクションはある程度、もうこれ以上増えないというところもあれば、これから増やしていかなければいけないというところもあるし、コレクションを全く持たないという美術館も当然選択肢としてあると思います。博物館が、収集、調査研究、それから展示、教育普及とかと、いろいろな要素がある中で、どこに観重点があるかは、それぞれの館が目指すべきことです。我々が認定することではないかも知れませんが、そのバランスのよい博物館業務、それはひいては利用者の立場であり、日本人というか、我々がコレクションしてきたものを次の世代に残すためにとってとても重要なことになってくると思います。それが良いサイクルで、今はやりの言葉で言うと、SDGs、博物館が継続的に発展していくためにはどうしたらいいのか。それにつながっていくのではないかと考えております。

まだ御発言がない方がいらっしゃいますけど、宮崎先生、何かありますでしょうか。

**【宮崎委員】** 最近、授業とぶつかって、なかなか出られなくて、すみません。今日も途中から失礼しました。

いろいろお話を伺っていて、状況が今までの歴史的なこととか館ごとの様々な状況が複雑に絡み合っていて、単純化できない状況の中で、どういうふうに向かって、ある方向性を示して、再構築していくか、ということだと思います。

そのときに、今回お話を伺って思ったのは、こんなに複雑に絡み合っているものをどうやってほぐすのだろうということですが、やはりシンプルに、基本に立ち返って、なるべくいろいろな枠組をシンプルな方向にするという、今日様々な先生方から出たように、確かにその方向しかないのではないかと気がしました。

いろいろなことを変えたりすると、こちらが意図したのと違う影響とか問題に結びついてしまうということも絶対避けられないと思うんですけども、今日出たような形で、シンプルにして、その多様性をある程度担保する中でやっていくしかないかなという感想を抱きました。

それと、あともう1つは、補助金とか様々なものを、実は文化庁の別の会議に出ている

と、地域の文化的なものに対してお金を出すことをいろいろな形でしているんですね。先ほど話が出た美術品の補償部会にも出ているんですけども、それは現状は、先のお話に出てきたような期待には応えられない形のものなのですが、ともかくそれ以外にも、地域とか地方が、うまくいろいろな文化資源を生かせる形で、観光というのがその後ろにはあるにせよ、うまく使えば、いろいろな補助金などが得られる形になってはいるんです。

だから、それと博物館とか美術館が1つの核になる形でうまく結びつけられないと、そういう補助金もあまり意味がない。博物館・美術館だけに補助をするわけにいかないとなると、やはりそういうものとの連動も考えて、うまく回っていくといいと思うんですが、ただ、それも、何か失敗する方向に回っていくと、いろいろな問題が、またそれはそれで起こるような、危惧もあります。

すみません。雑多な感想ですけども、一応今日お話を伺って感じたところは、そんなところです。大変だと思えますけれども、いいほうに向かうように努力するしかないだろうなという気持ちで伺いました。ありがとうございます。

**【島谷部会長】** いろいろな観点からの発言、どうもありがとうございました。

この博物館部会自体が、補助金ありきということではないんですけど、博物館・美術館が元気でいくためにはどうしたらいいかというところで、それをどういうふうに過不足なく、分配していくかということを考えて活用していこうというところからスタートしているのだらうと思うんです。

古田委員が言ったように、博物館が体力的に全部支援できるんだったら、それがいいに決まっているわけなんですけど、5,000館ほどある博物館にそれを全部対応するというのは、いかに日本国であってもちよっと無理があります。例えば3年なら3年、5年なら5年、こういうことをやるので、この期間だけという形は考え得ると思います。

先送りをしているわけではなくて、いろいろな博物館がありますので、博物館人がどういうふうにして仕事をしたらいいのかということは、いろいろな観点があろうかと思えます。

1人、発言がない佐々木さん、最後に、何かございますでしょうか。原さんから今、手が挙がりましてので、原さん、お願いいたします。

**【原氏】** すみません。私は委員ではないので、私の今日の役目をもう1つ果たしておかなければいけないかなと思ひまして、ちょっと発言させていただきます。

今、シンプルに、かつ補助金の支援策を差し上げられるような条件設定として、博物館法というものを変えていかなければならないという御発言があったというふうに理解したん

ですけれども、まさに、逆に言うと、今の博物館法の要件はシンプル過ぎるんですね。実際にこれを運用していこうとすると、先ほど半田先生からおっしゃっていただいた、3人しかないような、8割の博物館は登録にはなれないです。残念ながら、なれないという現状があります。やはり博物館資料をきちんと保管して、国民の皆様に信託を得るような建物を有しているのかどうか。それから、地域社会にどのような事業展開をしようとしていらっしゃるのか。信頼に足る学芸員がいるのか。要は、その目的に合った学芸員ではない場合が多いんです。

例えば、美術の学芸員なのに、実際にやろうとしていることとか、やろうとしている博物館のコレクションは全く美術品とは違うということも実はあります。植物園だったり動物園だったりということもありますし、逆もあります。動物園・植物園の中に美術館の学芸員が入れないのに。多くが、コレクションに合わせて（聴取不能）コレクションを見せたいがために、「1人学芸員を雇ったんだよ。知り合いから来てもらってね」というような感じで来ているので、全くそのコレクションに対しての知識も何もないような学芸員を配置しているようなところ。それから、資金繰りのほうで、実際に立てていただいた事業計画が実施されるとはとても思えないところで、実績がつかれないところ。それから、じゃあ、補助金に申請しようとしても、その申請書類すら作れないような人員配置のところ。そういうところに関しては、やはり登録されていかないという現実があります。

逆に、あとちょっとというところに関しては行政指導という権力を持って指導しているというような状況で、実際に登録博物館になれている、なれたところ、登録博物館というのは、私の感触、東京の感触でいうと、レベルが高いと言っては失礼なんですけれども、組織も施設もしっかりされているところのほうが多いような気がいたしています。逆に私たちが指導しちゃっているからそういうことになっているのかもしれないんですけれども、博物館に対する行政指導の意味というものを少し現実を御理解いただければと思った次第です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。オブザーバーの立場ではありますけど、栗原さん、何かありますでしょうか。

【栗原オブザーバー】 すみません。佐々木さんが委員なので、佐々木委員が先に御発言いただいたほうがいいのではないかと思います。

【島谷部会長】 佐々木委員からの手が、たった今挙がりましたので、佐々木委員、先にお願いたします。

【佐々木委員】 論点は出尽くしているような気がするんですけれども、登録制度につい

て、基本に立ち返るというお話がありました。やはりこれは、線引きとか選別の仕組みではなくて、底上げや支援のきっかけというようなことなのではないかと思うんです。なので、これをクリアする過程と、またクリアした結果で、これからどんどん活動していくような方向が開けてくる。そういうものをつくっていくんだというメッセージが必要だと思うんです。

論点としては、誰が審査するんだという話が出てきましたけれども、私も継続して支援し、底上げするのであれば、第三者機関にそういうアドバイスできる人材をプールして、1回の審査ではなくて、相談に応じられるとか、時には立場を変えて助言できるというような仕組み。また、地域の中核館になるようなところとの連携を図るような、そういう総合支援策としての登録制度ができればいいのではないかと思います。

以上です。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。そういった底上げできるような形で、審査する人も複数でプールして、地方の事情も分かるような方が得られると本当にいいと思います。

栗原さん、お願いいたします。

**【栗原オブザーバー】** はい、ありがとうございます。まずは、今年、博物館法制定 70 周年記念に当たりますので、その年にこういった議論が本格化するのは大変ありがたいことだと感謝申し上げます。

それで、今日のこれまでの議論を踏まえて申し上げますと、一級、二級、一種、二種ではなくてシンプルしたらどうかということについては、私もある程度賛成しますが、ただ、そうであれば、現状、この博物館相当施設という中途半端な制度があるわけですので、これはやはり、登録——認証にしてもいいんですが、一本化するべきなのではないかというふうに考えます。

その上で、先ほど原さんから東京都のお話でしたが、御存じのとおり、登録基準というのは各都道府県、今は指定都市も含めてですが、その教育委員会が決めることになっているので、東京都が厳しくやるというのは、それはそれで好ましいことなんですけど、実態としては、ほとんどろくに現地も見ないで書類審査で終わっているような自治体もあるんですね。地方によっては、だから、それを何とかしなければいけないという議論があるし、もう1つは、そうは言っても、その登録基準というのを各都道府県教育委員会が決めると言いながら、実態としては、昭和 27 年かな、大昔に文部省が出した通知がいまだに生きてい

て、ほとんど各都道府県が似たような登録基準を設けているということが問題なので、そんなことをやるぐらいだったら、もうこの際、国がやるか、それが無理なら第三者機関にしたかどうかという議論になっているかと思いますが、その辺はもうちょっと再整理が必要かと思います。

階層化はいかんというのは、その「階層化」という言い方がよくないと思うんですが、それはそのとおりだとは思いますが、むしろ小さな博物館ほど支援は必要だと思うので、そういう観点からの改正というか、見直しを考えるべきだと思っています。

それから学芸員については、これも議論がありますが、要は、実態として大学院以上しか採用しない、大規模館ではそういう実態がある中で、やはり上級学芸員のような形のあれを設けるべきではないかというような考えから始まっているわけです。そうすると、例えば実態として学芸員が、ほとんどが研究職ではなくて行政職で採用されているという中にあって、これは国が、例えば上級学芸員という制度を設けたら、上級学芸員は、むしろ1つ上の職階で待遇改善ができるのではないかという、そういう学芸員の待遇改善にもつながるのではないかと思うので、そういった観点も含めて、ちょっと検討が必要かと思っています。

すみません。もうちょっと時間を下さい。少し全体的な話をさせてもらおうと、今日の資料は、大体よくきれいにまとまっていて、前回の中川委員会での議論がまとまっているんですが、事務局にお願いしたいのは、日本学術会議の今回の23期、24期の提言を紹介してもらっていますが、私の知る限り、1994年かな、第16期以降、ほぼ每期ごとに博物館に関する提言を学術会議は出しているんです。必ずしも法律に関するものではないですが。ですから、ちょっとそれをぜひ確認していただきたいと思います。

それから資料1で、登録博物館のメリットを幾つか挙げてもらっていますが、把握されているかと思いますが、あまり知られていない内容として、例えば風営法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律というのがあって、これは条例に落としているんですが、例えば京都府では、一定の地域では登録博物館の70メートルから50メートル以内には風俗施設を造ってはいけないとかという規定が設けられているんです。これも登録相当ゆえの設置規制だと思うんですが、そういうのがあったりもします。

それから、おとしでしたが、経済産業省のほうでワシントン条約、従来植物園などで、ランとか生きたものを輸出入するのが非常に制約があったんですが、ようやくその科学施設登録制度というものを設けて、2019年9月から登録相当施設のほか、大学、国立研究機関法人等々が、科学登録施設として、ラベル1枚で輸出入ができるようになったということ

で、これは登録博物館のメリットの大きな1つではないかと思っっているんですが、ただ、実態としてワシントン条約そのものが、環境省と農林水産省が主に所管して、多分、文部科学省、文化庁があまり関わっていないのではないかと思うので、そこをもうちょっと突っ込んでいけば、登録博物館のメリットがさらに出てくるのではないかなと思っています。

もっと言わせてもらおうと、旧文部科学省にいた時には、結構、動物園、水族館、植物館に対する施策をほとんど講じてこなかったということがありますが、これは時間があれば高田先生に言ってほしいんですが、動物愛護に関する法律などで、ペットショップとかサーカスと動物園、植物園、水族館が同列に扱われておるという問題があるので、これを例えば登録博物館である動物園・水族館であれば、動物愛護法の適用除外にすれば、もうこぞって動物園がみんな博物館になってくるはずなんですね。

それ以外に環境省関連の法律でいうと、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律とか、鳥獣保護に関する法律とか、狂犬病の法律とか幾つかあるんですが、その中で、法律でなくて省令に落としているんですけども、博物館、動物園その他これに類する施設については特例が認められているんです。この博物館というのがどこまで入るか分からないんですが、環境省は、どうやらこれは登録相当に限定していると定義しているみたいなんです。ただ、「その他これに類する施設」が入ることによって何でも入ってしまうというふうな問題があるので、これは規制の観点から、もうちょっと定義づけをしっかりとすべきではないかというのが、いろいろな団体が言っているので、これもある意味、登録博物館のメリットにできるのではないかと思っています。

いずれにしても、動物園・水族館・植物園に対する議論がこの会議でなされていないので、ワーキンググループでも、日動水なり植物園協会から呼んで、もうちょっと集中的に動物園・水族館・植物園の議論をしていただきたいという。これは要望であります。

その面で言わせてもらおうと、その博物館法制定当時の資料をいろいろ見てみますと、登録博物館は、制定当時、入場税の非課税であるとか、物品税の免税であるとか、国鉄の輸送運賃の3割引など、いろいろなメリットがあって、当時の文部省の担当者が、各省庁に出向いて頼み込んで制度を取ってきたというものがあるので、ぜひそれぐらいの汗をかいて、新たな登録制度のメリットというものをつくり上げていくというような努力をしていただきたいと思いますし、それから、せっかく文化庁に移管したのであれば、例えば文化財保護法とのリンクは、ほとんど博物館法がなされていない。典型的な例としては、文化財保護法に基づく公開承認施設が類似施設でもなれるんです。公開承認施設になれるということは、当然



登録なし相当になれるはずなのですが、メリットがないから登録施設になっていないということなので、これは多分、運用でもできるはずなので、例えば公開承認施設は必ず登録なしに相当するというような形での改善は、今すぐにでもやってほしいと思っています。

最後にもう1点だけ。文化庁に移管しても、博物館は社会教育施設であることは変わりはないと思うんです。そう考えると、例えば学芸員資格のための実務経験などで、割と社教主事とか図書館司書とかといろいろな連携がリンクがなされているので、実態として、地方に行きますと、博物館、図書館、公民館が一体的に同じ場所にあって、実態とすれば教育委員会の生涯学習課か何かは今に運営しているわけなんです。

そう考えると、文化庁主導でこういった議論をするのは結構なのですが、やはり今、図書館・公民館が文科省の地域学習推進課に移っていると思うんですが、その辺との議論もやっていかないと、博物館だけが何か飛び出しちゃって、現地と現地の社会教育施設と議論が乖離してしまわないかということをやっと懸念するので、そういうことも御検討いただきたいと思っています。

ということでございますので、ぜひそういったことも含めて、ワーキンググループで、もうちょっと幅広い観点から御議論をすることを期待する次第であります。

以上であります。すみません。ありがとうございました。

**【島谷部会長】** いろいろな課題を提案していただいて、ありがとうございました。当然、今いただいたことを踏まえて、ワーキンググループでは集中的に議論をしていただくことになると思います。みんなが博物館・美術館、この文化施設がよくなればいいと思って、いろいろな御意見を頂戴しておりますので、そういった方向に向かって、文化庁の皆さんと各委員の先生方と力を合わせていったらいいと思っております。

ちょうど時間となりましたので、本日の議論は以上とさせていただきます。事務局御提案のワーキンググループにつきましては、別途持ち回りでの部会を開催し、御相談させていただきます。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

**【稲畑補佐】** 次回の部会ですけれども、3月24日水曜日、同じ時間、14時から16時で御予定いただいておりますので、よろしく願いいたします。以降の会議日程は別途メールで調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

ワーキンググループについては、先ほど部会長からも御説明があったとおり、別途メールで持ち回りの御相談をさせていただきますので、そのときにワーキンググループのメンバ

一も含めて御相談させていただきたいと思います。

今回オンラインで、もし不都合があった場合は、事務局まで御連絡ください。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。それでは、第2期第5回の博物館部会を閉会いたします。次回の第6回は、今事務局から説明があったとおり、ワーキンググループの議論の中間報告をいただき、それに関して議論をしていきたいと考えております。各委員におかれましては、次回もどうぞよろしく願いいたします。

大学の業務、展覧会業務等、皆さん忙しいと思いますが、ぜひ博物館・美術館の支援のために参加して御意見を賜ればと思っております。また、これから始まるワーキンググループでの議論につきましても、各委員の協力を賜りますので、この部会の先生方もワーキンググループに入る先生も出てくるのではないかと考えておりますので、どうぞ御協力を賜りたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —